

「出来ル限リ現物ヲ以テ支拂フヘシ」ヲ受諾シ協定署名ノ爲
 速ニ交渉ヲ終結スルコト
 (四)漁業條約ハ五月十四日日本側提案ヲ基礎トシ交渉ヲ六月中ニ
 妥結ニ導キ續イテ條約文ノ整理ニ入り八月中ニ同條約文ニ署
 名スルコト(了)

陸軍

對泰施策概案

一六八一三
 外務案

一、此際帝國政府ニ於テ若シ泰國ニ對シ軍事的又ハ政治的行動ヲ起シ
 又ハ交渉ヲ開始スルカ如キコトアランカA B C Lトノ衝突ヲ直ニ
 惹起スヘキコト瞭然タリ

二、右衝突ヲ避クルコトハ今日我國ノ對國際關係處理上絕對必要タト
 認メラルニ付左記ノ如キ方針ニ依リ對處スルコト

記

(一)泰ニ對シテハ軍事的及高度政治的行動ヲセサルハ勿論之カ交渉
 ヲ行ハス
 (二)尙右ニ關シ必要ニ應シ英米ニ對シ保障ヲ與フ

(四) 平和的意圖ヲ明カニスル爲經濟的提攜ニ關スル交渉ヲ速ニ開始ス

右ニ就テハ現ニ進捗中ノ凍結資金ノ後任米ニ關スル商議ヲ先ツ妥結シ引續キ全般の問題ニ及フモノトス

本文交渉ニ於テハ我國ノ必要トスル物資獲得ニ重點ヲ置クモ成ルヘク第三國ニ對シテ差別待遇ヲ與フルニ至ルカ如キコトナキ豫留意ス

(五) 右交渉ニ平行シテ英米ニ對シテモ

(1) 泰ノ領土主權ノ尊重、不侵略、軍事上ノ要求不提出

(2) 經濟上特定物資獲得ノ必要

(3) 英米ノ包圍態勢ノ除去

陸軍

(4) 通商經濟關係ノ平常化

(5) 蘭印ニ對スル懸滯

等ニ付諒解ヲ遂クルコト

三、英國ニ對スル交渉開始ノ時期ハ對米重要問題ノ目鼻ツキタル時期ヲ選ブカ或ハ速ニ之ヲ行フカハ慎重研究ノ要アリ